

# サムソン半導体・卵巣癌の労災認定判決に対する パノリムの立場

ソウル高等法院(第10行政部)は2017年7月7日、サムソン半導体の労働者・イ・ウンジュさんの『卵巣癌』を産業災害と認定した。サムソン半導体の労働者の『卵巣癌』が職業病と認定された初めての事例だ。ソウル行政法院が昨年1月に原告勝訴の判決を出し、勤労福祉公団が控訴していた事件で、1年6ヶ月目に同じ結論が出た。

故人は満17才だった1993年4月にサムソン電子半導体事業部<sup>オニヤン</sup>温陽事業場に入社して、約6年2ヶ月間『琴線連結』工程のオペレーターとして働いた。健康異常で退社し、1年目に卵巣癌の診断を受け、10年以上の闘病の結果、2012年1月に亡くなった。

ソウル高等法院は「故人が業務中に発癌物質と生殖毒性物質である有害化学物質に長期間、持続的に暴露し、相当期間の昼・夜間交代勤務をしながら、疲労、ストレスが累積した状態で、嘔吐と腹部膨張などの健康不安で退社した後、1年もならない内に左側卵巣の境界性腫瘍の診断を受けたが、故人に粘液性卵巣癌を起こすほどの他の健康上の欠陥や遺伝的な要因が明らかになったこともない」とし、「故人の疾病と業務の間には相当因果関係がある」とした。

勤労福祉公団は遺族たちに速かに補償金を支給して、この事件で明らかになった問題点に対する再発防止対策を立てなければならない。

特にこの事件では、産業安全保健研究院の不十分な疫学調査の問題が明らかになった。産業安全保健研究院は自主的な分析や暴露評価をせず、サムソン電子が提供した資料だけに依拠して故人の業務環境を把握し、遺族が主張した有害要因についてはキチンと検討さえしなかった。故人が取り扱った化学製品に対して遺族とサムソン側の陳述が食い違っているとすぐに、研究院は何の根拠もなくサムソン側の陳述だけを受け容れたが、裁判の過程で結局、遺族側の陳述が事実だと明らかになることもあった。

一審法院が原告勝訴判決を宣告し、異例な疫学調査のこのような問題点を具体的に指摘したが、被告・勤労福祉公団はいかなる誤りも認めないままに控訴した。そして今回の二審判決も同じ内容の問題点を、更に具体的に指摘し、同じ結論を出した。

勤労福祉公団は今回の判決に承服し、遺族たちに速かに補償金を支払わなければならない

い。合わせて、この事件の一、二審判決で赤裸々に明らかになった疫学調査の問題点が別の事件で再び繰り返されないように、措置を執らなければならず、やみくもな控訴で被災労働者の苦痛を加重させてきたことについても、深く反省しなければならない。

サムソン電子はこれ以上職業病被害労働者の労災訴訟に介入してはならない。

サムソン電子のクォン・オヒョン代表理事は、2014年5月、半導体職業病問題に対する補償と再発防止対策の樹立を約束し、「労災訴訟に関与してきたことを撤回する」と宣言した。しかしその後も、サムソン電子は法廷に所属の弁護士らを送って裁判の過程をモニタリングしてきたし、最近では、被告(勤労福祉公団)側の申請による事実照会手続きを利用して、事実上の弁論を行ってきた。

特にこの事件では、サムソン電子は一審法院の原告勝訴判決が出された後、その判決を逆転するために、故人の業務環境に対する独自の調査を実施した後、その調査結果を法院に提出した。一審判決が有害因子として指摘した物質は、故人の業務環境では暴露しないという趣旨であった。その調査の方法と内容があまりにもお粗末だったために、二審の法院は関連資料を全く考慮しなかったが、サムソンがこのような形で裁判に引き続き関与すること自体が深刻な問題にならざるを得ない。サムソンが望む資料を、訴訟で思う存分提出できるように、勤労福祉公団が積極的に協力してきたのも問題だ。

サムソン電子は自らの補償手続きの問題点を認めて、パノリムとの交渉の約束を履行しなければならない。

サムソン電子がパノリムとの交渉と調整の約束を破棄したまま2015年9月に強行した補償手続きは、『卵巣癌』を三群疾患と決めた。三群疾患の被害者は補償申請をしても、サムソンが一方向的に決めた、治療費にもならない最も低いレベルの補償金と、中身のない謝罪文を無条件で受け容れなければならない。パノリムはこのような補償手続きが強行された直後から今まで、640日を超えて野宿座り込みを継続している。

『卵巣癌』、『多発性硬化症』等が三群疾患に分類された最も大きな理由は、職業病と認定された事例がないということだった。しかし先月、法院がサムソン半導体労働者の『多発性硬化症』を職業病として確定したのに続き、今回『卵巣癌』も職業病と認定した。このようにサムソンの補償手続きの問題点を明確に示す法的な判断が繰り返し出ているが、サムソン電子は一貫して知らない振りをし、被害者に自らが決めた補償手続きに従って合

意することをずっと奨めている。

サムソン電子は故イ・ウンジュさんの遺族を含む職業病被害者に、心より謝罪し、パノリムとの交渉を通じて、公正で透明な補償を実施しなければならない。

2017年7月13日

## 半導体労働者の健康と人権守りパノリム

半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）

電話：02-3496-5067、FAX：02-6442-5065、住所：(156-827)ソウル市銅雀区舎堂洞 1049-4 キョンシン・ビル(南部循環路 2019) 5階 501号

ホームページ：<http://cafe.daum.net/samsunglabor>

後援口座：国民銀行 043901-04-206831(預金者：パノリム)(既存後援口座を2013年9月から上のように統合、変更しました。)\* CMS 定期後援も可能です(電話で問い合わせ)